

令和8年 第3回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	令和8年3月19日(木)	開会 午後2時33分	閉会 午後3時2分	
2 招集場所	本庁舎 306会議室			
3 出席委員等	教育長	熊野 充利	教育長職務代理者	青沼 陽一
	委員	佐藤 寛	委員	堀 智恵子
	委員	早坂 正年	委員	伊藤 亜希
4 欠席委員	なし			
5 傍聴者	なし			
6 事務局職員出席者	教育部長	伊藤 文子	教育部参事	菅原 栄治
	参事兼教育総務課長兼室長	平地 久悦	学校教育課長	新堀 秀一
	参事兼生涯学習課長兼室長兼館長	中川 早苗	文化財課課長	高橋 誠明
	参事兼地域交流センター長	早坂 浩治	生涯学習課長(市民ギャラリー担当)	佐々木 法由
	図書館館長	横山 一也	学校教育課副参事	千葉 弘昭
	図書館副参事	橋本 知子		
7 書記	教育総務課課長補佐	菊池 勝行	教育総務課主幹兼係長	本間 陽子
8 議事	<p>議 事</p> <p>議案第6号 人事案件について</p> <p>議案第7号 大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第8号 大崎市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令</p> <p>議案第9号 大崎市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則</p> <p>議案第10号 大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第11号 大崎市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第12号 大崎市学校教育法施行細則の一部を改正する規則</p> <p>議案第13号 大崎市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令</p> <p>議案第14号 大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示</p> <p>議案第15号 大崎市休日の部活動地域展開推進協議会設置規則の一部を改正する規則</p> <p>議案第16号 学校部活動地域移行推進室設置規程の一部を改正する訓令</p> <p>議案第17号 大崎市全国大会等出場助成金交付要綱の一部を改正する告示</p> <p>議案第18号 大崎市スポーツ推進委員の委嘱について</p>			

1 開会	教 育 長	<p>ただいまから令和8年 第3回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。</p>
2 会議録承認	教 育 長	<p>はじめに、令和8年 第2回定例会会議録の承認を求めます。</p> <p>内容について、ご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。</p>
3 会議録署名委員指名	教 育 長	<p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>佐藤委員、お願いいたします。</p>
4 傍聴者	教 育 長	<p>本日の教育委員会定例会への傍聴者については、おられないことを報告いたします。</p>
5 教育長報告	教 育 長	<p>続いて、私から教育長報告をさせていただきます。</p> <p>はじめに、2月24日に大崎市民会館で開催いたしました「令和7年度大崎市教育委員会表彰式」について、ご報告いたします。</p> <p>表彰式におきましては、大崎市における教育の充実のため多大なる寄附を頂きましたことに対し、9つの団体・個人の方々へ感謝状を贈呈し、さらには、スポーツ及び芸術文化等の面において県大会優勝レベル以上の、めざましい成績を収めた市内小・中学生の個人や団体422名に対し、青少年功績者表彰として表彰状を授与いたしました。</p> <p>教育委員の皆さまにも、ご出席いただきましたことに、この場をお借りしまして、あらためて感謝申し上げます。</p> <p>また、小・中学校、義務教育学校の卒業式につきましては、感動の中で無事に挙行了したところです。こちらにも、教育委員の皆様にご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>次に、市民ギャラリーの自主文化事業について、ご報告申し上げます。</p> <p>2月17日から2月23日までの七日間、東北生活文化大学との連携協力事業として「をだえのアニメ2 (ツ一)」を開催いたしました。美術学部の学生が制作したアニメーションの上映やアニメ原画展示の他、さまざまなワークショップを開催しました。</p> <p>学生たちの丁寧な指導の下で、子どもたちが会場で作った粘土や描いた絵がすぐにアニメーションとして映し出され、アニメの制作を楽しみながら体験できる良い機会だったことから、たくさんの親子連れで賑</p>

わいました。

次に、祥雲閣の自主文化事業について、ご報告申し上げます。

2月28日、3月1日の二日間、大崎市祥雲閣を会場に「桃の節句 ひな茶まつり」を開催いたしました。会場には「七段飾りの雛人形」や「吊るし飾り」などを展示するとともに、物作り体験として「ひな人形づくり」や「手織り」を実施し、両日あわせて、およそ100名の方々にご参加いただき、皆さん楽しそうに、また真剣な表情で作業に取り組んでおられました。

今般のイベントでは、90名を超える皆さまに呈茶をお楽しみいただくなど、祥雲閣の周知・PRに大いに繋がったものと捉えておるところです。

次に、スポーツ関係で明るいニュースをご紹介します。

おおさき宝大使であり、鹿島台出身の陸上選手 佐藤 早也伽さんが、今月8日に開催された「名古屋ウイメンズマラソン2026」に出場され、日本人トップの2位でゴールしました。昨年に続き惜しくも2位という結果ではありましたが、最終盤の白熱した首位争いでは、2秒の僅差という、手に汗握る素晴らしいレースの展開となりました。今後も活躍を期待したいと思えます。

次に、寄附採納についてご報告いたします。

この度、「新みやぎ農業協同組合」様から、子どもたちが食や環境、農業への理解を深めるきっかけとなることを目的とした食農教育補助教材本「農業とわたしたちの暮らし」を、同組合管内の新小学5年生および教師用として、312冊の寄贈をいただきました。

いただいた教材本は、主に社会科の学習や家庭科、総合的な学習の時間などで有効に活用してまいります。

また、市内古川在住の「佐藤 卓造」様から、ご自身が長年収集されてきた化石や鉱物など、25点の寄贈をいただきました。いただいた化石などは、古川北中学校の生徒たちの理科の授業に役立ててまいります。

さらに、「古川ロータリークラブ」様から、本年も図書資料として大活字本33点を、また、「古川東ロータリークラブ」様からは、大型絵本10点の寄贈をいただきました。いただいた図書は、図書館にて大切に活用させていただきます。

次に、「株式会社エフワーク」様から、子どもたちの

		<p>活動資金として本年も30万円の寄附をいただきました。</p> <p>また、これまで「旧有備館および庭園」に関する各種事業やイベントにご協力いただいております「岩出山有備の会」様が、3月11日をもって解散されることになり、その清算金5万3,410円を、旧有備館の運営のためにと寄附をいただきました。</p> <p>そして、本年度も市内古川の「一般社団法人佐藤病院」様から、図書購入費として100万円の寄附をいただきました。</p> <p>それぞれいただいた寄附につきましては、有効に活用させていただきます。誠にありがとうございました。</p> <p>以上で教育長報告を終わります。</p>
	教 育 長	<p>ただいまの教育長報告について、何かご質問はございませんか。</p>
	教 育 長	<p>(なしの声)</p> <p>それでは質疑がないものと認め、教育長報告につきましては以上とさせていただきます。</p>
6 議事	教 育 長	<p>続きまして議事に入ります。</p> <p>初めに、日程第1 議案第6号「人事案件について」を議題といたします。</p>
	青 沼 委 員	<p>発議。</p>
	教 育 長	<p>発議がございましたので、認めます。</p>
	青 沼 委 員	<p>人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第6号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。</p>
	教 育 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第6号を秘密会とすることにご異議ございませんか。</p>
	教 育 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>ご異議なしと認め、議案第6号については秘密会といたします。</p> <p>教育部長、教育部参事、参事兼教育総務課長、参事兼生涯学習課長、参事兼地域交流センター長を除き、そのほかの方々はご退室願います。</p>
		<p>(退出者入場後、再開)</p>
	教 育 長	<p>それでは再開をいたします。</p>

	<p>教育総務課長</p>	<p>次に、日程第2 議案第7号「大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、日程第3 議案第8号「大崎市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令について」、日程第4 議案第9号「大崎市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則について」を一括して行います。</p> <p>教育総務課長、説明願います。</p> <p>それでは私から一括して、議案第7号から第9号までの例規改廃についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず2ページ目、「大崎市学校給食費に関する条例施行規則の一部改正」でございます。こちらは、教育委員の皆様にもこれまでご教授いただいてまいりましたが、学校給食の無償化に関する例規改正となっております。</p> <p>小学校の学校給食保護者負担額は0円と表記しております。また例年通り、学校給食運営審議会から諮問答申いただきました1食当たりの給食単価について、併せて改正を行っているものであります。</p> <p>続きまして議案第8号「大崎市教育委員会文書取扱規程の一部を改正する訓令」でございます。5ページ目をご覧ください。</p> <p>こちらは松山地域の学校統合により、文書取扱規程中の「下伊場野小学校」の文言を削除するという内容となっております。</p> <p>続きまして6ページをお開きください。「大崎市立小学校、中学校及び義務教育学校の通学区域に関する規則等の一部を改正する規則」でございます。</p> <p>学校の通学区域に関しまして、3つの規則の改正を行っております。内容でございますが、松山地域の統合による通学区域の改正、また通学のスクールバス運行管理規則中の距離制限の表記、そして古川行政区の一部改編により、古川第五小学校、古川南中学校の項中「稲葉北二」の次に「稲葉北三」「穂波東」を加えるものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
	<p>教 育 長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

教 育 長	<p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
教 育 長	<p>次に、日程第5 議案第10号「大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則について」、日程第6 議案第11号「大崎市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について」、日程第7 議案第12号「大崎市学校教育法施行細則の一部を改正する規則について」、日程第8 議案第13号「大崎市立小中学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令について」、日程第9 議案第14号「大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示について」を一括して行います。学校教育課長、説明願います。</p>
学校教育課長	<p>それでは議案第10号から議案第14号まで一括してご説明申し上げます。</p> <p>初めに、議案第10号「大崎市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案書につきましては6ページとなっております。</p> <p>今回の提案理由につきましては、大崎市就学支援審議会条例の一部改正に伴いまして、第18条の表中、「障害児就学指導審議会」を「教育支援委員会」に改めるものです。</p> <p>なおこの規則につきましては、ご承認いただければ令和8年4月1日からの施行となります。</p> <p>続きまして、議案第11号「大崎市立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案資料は7ページとなっております。</p> <p>今回の提案理由につきましては、教員に優れた人材を確保する必要に鑑み、公立の義務教育諸学校等における教員の働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教員の処遇改善を図るため、教育委員会に対する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務付けられたことから、これらの規定を定めるものでございます。</p> <p>今回、昨年度に新規制定いたしました「コミュニティスクール」に関する規則なり、学校運営に関する情報に上記趣旨を追記することで、より適切な組織運営を図っていくものでございます。</p> <p>こちらの規則につきましても、ご承認いただければ</p>

令和8年4月1日施行となることを申し添えます。

続きまして、議案第12号「大崎市学校教育法施行細則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。議案資料につきましては8ページとなっております。

今回の提案理由につきましては、国が進めております地方公共団体情報システムの統一標準化に対応するため、本市におきましても標準仕様に基づくシステムへ移行したところでございますが、これに伴いまして現在の大崎市学校教育法施行細則に定める各種様式を実際の運用に合わせる形で見直しを行う必要があることから、これらの規定を定めるものでございます。

なお、この規則につきましてはご承認いただければ、令和8年4月1日の施行となります。

続きまして、議案第13号「大崎市立学校事務共同実施組織運営規程の一部を改正する訓令」についてご説明いたします。議案資料は9ページとなっております。

今回の提案理由につきましては、文部科学省が新たに策定しました「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」によりまして、複数の共同学校事務室を統括する事務職員定数を新設することを踏まえまして、共同学校事務室の設置促進及び学校事務のさらなる機能強化に向けて、規程の一部改正を行うものでございます。

こちらにつきましても、ご承認いただければ令和8年4月1日施行となることを申し添えます。

続きまして、議案第14号「大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱の一部を改正する告示」についてご説明いたします。議案資料は10ページとなります。

今回の提案理由につきましては、国が進めております地方公共団体情報システムの統一標準化に対応するため、本市におきましても標準書に基づくシステムに移行したことに伴いまして、現在の「大崎市実費徴収に係る補足給付費給付事業実施要綱」に定める様式の見直しを行い、これらの規定を定めるものでございます。

なおこの告示につきましてはご承認いただければ、令和8年4月1日施行となりますことを申し添えます。議案第10号から第14号までの説明は以上となります。

教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。</p>
青 沼 委 員	<p>議案第14号についてですが、「実費徴収に係る補足給付費」について具体的にどのようなものかご説明願います。</p>
学校教育課長	<p>私立幼稚園で提供している補足給食に係る副食費を給付する事業となっております。</p>
青 沼 委 員	<p>分かりました。</p>
伊 藤 委 員	<p>大崎市学校教育法施行細則の一部を改正する規則の中で、様式6号の「就学校変更許可通知書」と、様式10号の「区域外就学許可通知書」の違いがよく分からないのですが、どの様に使い分けるのでしょうか？</p>
学校教育課長	<p>17ページの「就学校変更許可通知書」につきましては、保護者の申し立てにより、指定校を変更した場合の許可通知書となっております。また、19ページの「区域外就学許可通知書」につきましては、他の市町村に住所を有する児童生徒等を大崎市立学校に就学させる場合の許可通知書となっております。</p>
教 育 長	<p>ほかに質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
教 育 長	<p>次に、日程第10 議案第15号「大崎市休日の部活動地域展開推進協議会設置規則の一部を改正する規則について」、日程第11 議案第16号「学校部活動地域移行推進室設置規程の一部を改正する訓令について」、日程第12 議案第17号「大崎市全国大会等出場助成金交付要綱の一部を改正する告示について」、日程第13 議案第18号「大崎市スポーツ推進委員の委嘱について」を一括して行います。 生涯学習課長、説明願います。</p>
生涯学習課長	<p>私からは議案第15号から議案第18号までにつきまして一括してご説明申し上げます。 議案第15号「大崎市休日の部活動地域展開推進協議会設置規則の一部を改正する規則」につきましては、これまで、「学校部活動」から「地域クラブ活動」へ、</p>

実施主体を「学校」から「地域」へと転換していくことを、「地域移行」という名称で示しておりましたが、令和7年12月、文部科学省におきまして「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」において「地域移行」から「地域展開」というように変更することが示されたため、規則の一部改正といたしまして、第6条中の「学校部活動地域移行推進室」を「学校部活動地域展開推進室」に改めるものでございます。さらに第3条の第2項第1号の文言修正と、第5号中の連盟名称につきましても改めるものでございます。

続きまして、議案第16号「学校部活動地域移行推進室設置規程の一部を改正する訓令」につきましては、さきほどの説明でもありました文部科学省のガイドラインの変更に伴いまして、こちらも「学校部活動地域移行推進室」から「学校部活動地域展開推進室」に改めまして、本市の行政組織機構の一部改編と合わせ、対応していくものでございます。

題名の変更及び本則中の文言で「地域移行」を「地域展開」に改めるものでございます。

続きまして、議案第17号「大崎市全国大会等出場助成金交付要綱の一部を改正する告示」でございますが、全国大会出場の宿泊費用については「大崎市職員等の旅費に関する条例」第20条で定められている額を上限としておりましたが、条例改正により、宿泊費用につきましては第13条に規定されることになったため、要綱の一部を改正するものでございます。

制定改廃の要旨といたしましては、「大崎市職員等の旅費に関する条例」第20条では、宿泊料1万3100円とされておりましたが、条例改正以降は第13条となり、都道府県単位の宿泊費基準額となります。

このことから、大崎市全国大会等出場助成金交付要綱につきましても、この都道府県単位の宿泊費基準額で対応することになります。

続きまして、議案第18号「大崎市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明申し上げます。大崎市スポーツ推進委員に関する規則により、現在の委員の任期は令和8年3月31日となっております。規則第4条により、教育委員会が新たに委員を委嘱するという事で、令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年の任期により、議案第18号の名簿にあります通り77名につきまして、令和8年4月1日付で委嘱を

	教 育 長	<p>するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます</p> <p>ただいまの説明につきまして、質疑はございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
	教 育 長	<p>質疑がなければ、本案についてご異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。</p>
	教 育 長	<p>本日の議事案件については以上となりますが、委員の皆さんから、ほかに何かございますか。</p> <p>(なしの声)</p>
7 閉会	教 育 長	<p>ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。</p>

この会議録の作成者は次のとおりである。

教育総務課 総務担当 主幹兼係長 本間 陽子

上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

署名委員